

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 下野郷上・下

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 2経営体

個人 11経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

ほ場整備事業が施行され、1ha区画となっているので、より効率的な営農を進めることとする。

今後は、法人及び個人の認定農業者が、地区の中心経営体として農地集積を進め、地域の農業復興を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 矢野目

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 9 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

将来的に農地として利用されなくなる可能性があるが、具体的な見通しは立っていない。

そのため、当分の間は現状の担い手および個人耕作での営農形態を維持していくこととする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 林一・二

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 3経営体

個人 10経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

農地を守っている担い手の健全な営農のため、地域として協力体制を整え、継続していくこととする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 二野倉・藤曾根

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 4経営体

個人 2経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

農地を守っている担い手の健全な営農のため、地域として協力体制を整え、継続していくこととする。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 押分

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 2経営体

個人 8経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

住宅まわりの農地など、ほ場整備が行われていないため、法人の所有する大型機械では耕作が難しい農地が多い。

そこで、農業法人と個人認定農業者が協力、連携して農地を守っていくこととする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 早股中・上

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 3経営体

個人 10経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

農地を守っている担い手の健全な営農のため、地域として協力体制を整え、継続していくこととする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 早股下一・二

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 4経営体

個 15経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

農地を守っている担い手の健全な営農のため、地域として協力体制を整え、継続していくこととする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 長谷釜

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 5経営体

個人 5経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

農地を守っている担い手の健全な営農のため、地域として協力体制を整え、継続していくこととする。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 寺島

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 2経営体

個人 4経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

農地を守っている担い手の健全な営農のため、地域として協力体制を整え、継続していくこととする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 玉浦南部

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 4経営体

個人 5経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

農地を守っている担い手の健全な営農のため、地域として協力体制を整え、継続していくこととする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 相野釜

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1経営体

個人 0経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

農地を守っている担い手の健全な営農のため、地域として協力体制を整え、継続していくこととする。